（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第二条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「13の2」の下に「、15の2」を、「第十三号の二」の下に「、第十五号の二」を加える。

様式第十号備考2中「都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあつては、」を「都道府県労働局長に提出する場合には、」に改め、同様式備考3中「登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関に提出すること。この場合にあつては、」を「登録講習機関に提出する場合には、」に改める。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七の十八の項中「第七号」を「第八号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条　労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十九年九月一日前に同令別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号15の2又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第十五号の二に掲げる物（以下「三酸化二アンチモン等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条　三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

（床等に関する経過措置）

第五条　三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第二十一条及び第三十八条の十三第一項第一号の規定は、適用しない。